

経済戦略局における大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 31 条の 2 に規定する電子入札システム以外により行う事後審査型制限付一般競争入札実施要領第 2 条に規定する別に定める適用範囲等の取扱い

平成 25 年 4 月 1 日制 定

平成 26 年 4 月 1 日最近改正

経済戦略局における大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 31 条の 2 に規定する電子入札システム以外により行う事後審査型制限付一般競争入札実施要領第 2 条に規定する別に定める適用範囲等の取扱いについては、次のとおりとする。

	事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲
工事以外の請負契約	予定価格が 10 万円超、200 万円以下
不動産以外の物件の買入契約	予定価格が 10 万円超、200 万円以下
不動産以外の物件の借入契約	予定価格が 10 万円超、140 万円以下
業務委託契約	予定価格が 10 万円超、200 万円以下

なお、上記契約以外のものについては、当該案件ごとに経済戦略局長が契約手法を決定する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。